

第10回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】令和5年1月20日(金)14:30~17:00

【開催場所】TKP 新橋カンファレンスセンター

【出席者】(敬称略)

<委員長>

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授(森林施業・経営学研究室)

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授(森林環境保全研究室)

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 岐阜県 郡上森林マネジメント協議会 事務局次長
(元・郡上市農林水産部 次長兼林務課長)

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<臨時出席>

小田桐雅人 青森県 農林水産部林政課 主幹

田口雄大 岐阜県林政部森林活用推進課 主任技師

棚橋賢二 岐阜県林政部森林保全課 技術課長補佐兼係長

中越あゆみ 高知県 林業振興・環境部森づくり推進課 主幹

極檀 浩 三戸町 農林課 課長

大澤仁志 三戸町 農林課 地域林政アドバイザー

今井琢磨 揖斐川町 産業建設部 次長兼森林経営管理室長

所 佑臣 揖斐川町 産業建設部 森林経営管理室 主査

野原英司 揖斐川町 産業建設部 森林経営管理室 森林経営管理推進員

立川真悟 本山町 まちづくり推進課 林業担当

<林野庁>

川村竜哉 森林利用課 課長

福田 淳 森林利用課 森林集積推進室 室長

安藤竜介 森林利用課 森林集積企画班 企画係長

<事務局>

(公財)日本生態系協会 松浦(司会)、亀田、井上、小川

目次

【開催挨拶】	2
【1. ケーススタディ】	3
<青森県三戸町の事例>	3
<岐阜県揖斐川町、高知県本山町の事例>	11
【2. ガイドラインについて】	22
【3. 今後の予定について】	29

【開催挨拶】

司会 時間になりましたので第 10 回森林管理状況評価資料整備に関する検討委員会を開催させていただきます。私は司会を務めさせていただきます、日本生態系協会の松浦です。どうぞよろしくお願いいたします。開会に当たりまして、林野庁森林利用課の川村課長よりご挨拶をお願いします。

川村課長 森林利用課長の川村です。本日は委員の皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。青森県の三戸町のご担当者におかれましては、遠いところお越しいただき、ありがとうございます。オンラインでご参加いただいている県、町のご担当者につきましても御礼を申し上げます。本検討委員会ではご承知のとおり森林経営管理制度の所有者不明等の特例措置について、市町村の皆さんが、円滑にこの制度を活用できるようにガイドラインで整理し、検討を進めてきたところ。昨年 4 月時点での取りまとめという形でガイドラインを作成し、今年度は、市町村、都道府県のご意見を頂きながら、充実、見直しを進めています。本日は今年度 3 回目の検討委員会ということで、今年度の取りまとめに向けたご議論をいただき、年度末には今年度版のガイドラインを各都道府県市町村の皆様方にご提供し、その実践をする中でより良いものにブラッシュアップしていけるようにと考えています。簡単ですけれども開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日は忌憚なくご議論いただけますようよろしくお願いいたします。

司会 川村課長、ありがとうございました。続きまして、植木委員長から一言お願いします。

植木委員長 委員長を務めさせていただきます植木と申します。本検討委員会は令和 2 年から始まって既に 3 年目になりました。今回は、現地検討会として第 9 回検討委員会を実施したところ。徐々にガイドラインとして皆様にご提供できるような内容が固まりつつあると思っています。そのような中、森林経営管理制度の実施に当たっては、制度の活用が必要な市町村の 9 割で意向調査の準備を含む森林経営管理制度に係った取組を実施していると聞いております。さらには集積計画、配分計画も含めてこの実績が急速に高まってきているということです。昨年度末で見ますと、その前の年の 3 倍あるいはそれ以上のペースで伸びてきているということです。各市町村においては、この森林経営管理制度の内容について理解が深まりつつあり、制度を何とか活かして私有林の森林整備に繋げようという動きが広がってきていると思っています。そういう意味で我々としても、ガイドラインを市町村が進めにくいような部分に的を絞りつつ、ぜひ活用できるよう早急に仕上げに向かって進めていきたいと思っています。本日は短い時間ではありますがよろしくお願いいたします。

司会 植木委員長ありがとうございました。本日は委員の皆様他に、青森県三戸町から

は極檀様、大澤様が会場にいらっしゃっています。青森県からは小田桐様、岐阜県からは棚橋様、田口様、高知県からは中越様、揖斐川町からは今井様、所様、野原様、本山町からは立川様がオンラインでご参加いただいています。それではまずケーススタディ 8 といたしまして、資料 1-1 青森県三戸町の事例を林野庁森林利用課の安藤係長よりご説明いただきます。

【1. ケーススタディ】

<ケーススタディ⑩青森県三戸町の事例>

安藤係長

森林利用課の安藤と申します。本日、説明を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。資料 1-1 と右上に書いています、青森県三戸町における取組状況の資料を使って説明をさせていただきます。スライド 1 は三戸町の概要となっています。三戸町は 1 万 ha の森林を有している町で、地域住民の生活に密接した里山地域、こういった地域から林業生産活動が積極的に実施されている地域、そして、奥地の国有林地帯まで多様性に富んだ森林の構成となっています。このうち約 7,000ha が私有林で、その中で 4,000ha を人工林が占めています。一方、9 割程度は森林経営計画が作成されておらず、経営管理がされていないおそれがある状況です。このため、三戸町では森林経営管理制度を活用して未整備森林の解消を進めていくという方針です。右下の取組方針です。まず、森林所有者の意向把握を最優先で進めるということで、令和 2 年度に町内全ての森林所有者の方を対象に意向調査を実施しています。そして、意向調査の結果を踏まえて、特に民家等の保全対象に近接する森林について優先的に整備を進めていくため、現地の確認と集積計画の策定を順次進める予定です。今回取り上げるのは三戸町の中心部に位置しており、住宅地に隣接した森林が多い雷平(いかづちたいら)地区の取組です。

スライド 2 です。三戸町雷平地区の概要です。この 99 林班い小班が今回説明の対象地区です。ここは三戸町の中心部に位置した森林となっており、住宅に隣接しています。また三戸町の森林整備計画においては、保健機能を特に発揮すべき森林という形で位置付けられています。しかし、森林が成長するに従い、一部では倒木が発生し、景観、安全安心の観点から、周辺の住民から町に対してどうかしてほしいという対応を求める声が上がっていました。こうした経緯から、森林経営管理制度を活用して整備を進める方針となりました。当該森林について、意向調査をした結果、宛名不在という結果となり、所有者が分からない状況でしたので、町は所有者の探索を開始しました。下の図 2、3、4 は現地の空中写真と地図、位置関係です。

スライドの 3 です。一旦意向調査をしたところ所有者が分からなかったのが、三戸町において探索を行いました。探索の状況、上の囲みと左下の小さな四角のところにも書いてありますが、まず林務担当部局の方で住民課に対して住民票や住民票の除票、戸籍謄本を請求し、除籍謄本によって、ご本人、すなわち登記名義人とその配偶者と子の全員が死亡していることが判明しました。また、登記名義人の兄弟は存命だったそうですが、法定相続人は全員お亡くなりになっているとのこと。探索の

開始前に、森林所有者情報をお持ちではないかと思われる町内関係部局の方にも問合せをされたということなのですが、当該土地については相続人が誰もいない状況になっているという情報が得られたとのことでした。こうしたことから、森林所有者から同意を取ることができないという状況になっています。そのため、町としましては所有者不明森林の特例を活用し、経営管理権を設定するために公告を開始したところです。令和4年12月1日から公告しているので、6か月間の間に不明森林所有者の方から申出がなければ、青森県に対する裁定申請へと進んでいくこととなります。下図は、探索の状況ですが、灰色で示している方がお亡くなりになっている方で、黒色で示している方が存命の方です。黒色で示している方は登記名義人の兄弟ですが、特に権利関係は有していないと伺っています。

スライド4です。三戸町が行いたい経営管理の内容を記載しています。今回の対象となっている林分ですが、施業が行われた形跡がないというのがまず一つ特徴です。また、先ほど住民から要望が上がってきているというようなお話を致しましたけれども、立木も混み合っており、下層植生も非常に乏しい状況にあります。近隣の方によると継続的に倒木等も発生していて、周辺住民から町への対応要望も強い場所になっています。また先ほど地図がありましたけれども、町役場や国の史跡である城山公園からも視認ができるような場所に位置している林分です。三戸町の森林整備計画では保健機能森林に指定されている林分で、景観の保護に配慮した作業を行うということとされています。しかしながら、森林の現況に鑑みると、こうした施業が行われているとはなかなか言いがたい状況です。こうしたことから、町は皆伐を行って低木の樹種の植栽を行いたいと考えています。具体的には下のような経営管理権集積計画を定める予定で公告をしています。存続期間は20年間ですので、20年間、町が預かって管理をするという内容です。そして、経営管理の内容としましては、皆伐・再造林を行って、低木樹種を植栽すること、また、民家から20m以上離して植栽すること、そして下刈をして保育を行い年1回の巡視をするという内容となっています。最後に、費用については、町が全額負担することとし、収益があっても費用に全額充当し、利益は所有者に還元しないという方針をとっています。右側が対象林分の状況ということで写真を掲載しています。

スライド5です。こちらでは検討委員会でご議論いただきたい事項を掲載しています。1点目ですが、探索の状況で申し上げましたとおり、除籍謄本によって森林所有者全員がお亡くなりになっていることが確認されています。登記名義人には兄弟がいますが、特段権利関係もないという状況です。また、登記簿を確認したところ、所有権以外に登記された権利はなく、関係部局も含めて町が保有する情報からは、特段他の権利者に関する情報も得られませんでした。特例措置の活用のための探索行為としては十分に行われたものと考えますが、ご意見がありましたらお願いいたします。2点目です。今回の対象森林は、三戸町森林整備計画上、保健機能森林に指定されています。このため、景観に配慮した施業を行うことが必要です。しかしながら、現状としては広葉樹が混み合っており、倒木も発生しており、景観上問題があるため、町は皆伐を実施して低木樹種を植栽して、倒木等の危険の排除、そして将来の景観形

成に繋げたいと考えています。ここで町が行おうとする森林整備の内容や、植栽樹種についてご意見がありましたらお願いします。3 点目です。所有者不明森林の特例措置を活用して経営管理が行われた場合、策定される予定の集積計画の存続期間である 20 年間は町がこの林分を預かって経営管理を行うこととなります。ただ、所有者不明森林ですので、この 20 年間、存続期間が終わった後、当該林分をどういふうに管理するのかというところは一つ議論の点としてあるかと思っておりますので、こちらについてもご意見がありましたらお願いします。最後に 4 点目です。今回の対象林分は所有者不明、すなわち森林所有者が全員分からない森林となっています。所有者不明森林の特例措置を活用するときには、今後、青森県の裁定手続きが必要となります。県におかれては所有者不明森林について元に経営管理が行われていないこと、そして当該所有者不明森林の経営管理権、町が預かることについて必要かつ適当であると認める場合には、裁定を行うという手続きとなります。今回の対象森林については、法令で定める探索も行われており、三戸町が森林整備計画に基づいて施業を行っていく必要があるものと考えますが、県が裁定するに当たって留意すべき点、何かお気づきの点などありましたらご意見を頂きたいと思っております。以上 4 点、ご議論いただきたい事項として掲げていますが、その他、ご意見、気になる点、あるいはコメント等を頂ければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。資料のご説明は以上です。

司会 ありがとうございます。三戸町の極壇課長と、大澤様から簡単な自己紹介と補足説明等あればお願いいたします。

三戸町極壇課長 青森県三戸町から来ました農林課課長の極壇と申します。こちらの地域林政アドバイザーの大澤さんと一緒に出席させていただきました。まず三戸町についてですが、三戸町は青森県南部と岩手県との境に位置するところにあります。詳しいことはパンフレットをご覧くださいと思います。まず山があるということ、冬季の寒暖差があり、寒い日はマイナス 10 度を下回り、暖かい日は 10 度を超えてくるということもある地域です。また果樹の栽培が盛んな地域となっています。今回、所有者不明森林ということで、何とかできないかなということで取り組ませていただいております。この場所については私どもの役場の窓から毎日見える場所にありまして、倒木などがあり、何とかできないかと危惧していたところです。今回、取組の背景として、農地の関係で同じように所有者不明の土地がありました。今年度、県知事裁定が下りて、その農地を周辺の方々に農地中間管理機構を通して貸し出し、そこでまた栽培を始めということがありました。それと同じような形で、山林も対応できないのかなということで、取組をさせていただいた経緯があります。中身についてはこのような形でまとめていただいたので、私の方からこのほかありません。大澤さんからお願いします。

三戸町大澤様 地域林政アドバイザーとして、三戸町に採用されています。34 年間森林組合に職員としてお世話になっていましたが、平成 30 年に三戸町さんの方に地域林政アドバイ

ザーとして採用され現在に至っています。令和元年より森林経営管理制度がスタートしまして、地域から危険木があるので何とかしてもらえないかという話に来ており、今回、林野庁と半年ぐらいうり取りをしまして、ようやくこのような形で公告ができるまでの状況となりました。本当に林野庁には有難く思っています。森林経営管理制度の意向調査ですが、当初は10年から15年で意向調査を行うという形でありましたが、三戸町は、地域に広がって森林を持っている方もおりまして10年後に意向調査をすると、地域の方もご心配事がありましたので、令和2年度に1年間で一気に意向調査を実施したという状況です。私からは以上です。

司会 どうもありがとうございました。それでは、オンラインで参加していただいています青森県の小田桐主幹、補足やコメント等ありましたらお願いいたします。

青森県小田桐主幹 青森県林政課の小田桐と申します。よろしくお願いたします。林政課といたしましては、裁定手続きについてこのような手続きを行った事例がないので、手続き面で心配しています。今回の事例では、所有者不明森林に係る特例に当たるということで、現在、県としては、他の都道府県の事例や、森林法、農業分野での事例を集めて検討を始めたところです。中でも京都府の事例において、これは確知所有者の不同意森林にかかる特例ですが、裁定の手续があったということで、青森県としては京都府の事例が参考になるのではないかと考えています。先般、事案の内容ですとか、どういう経緯で手続を進めてきたか、という詳細内容や必要な書類を、京都府のご協力で提供していただいたところです。検討を始めたところなので、あまり具体的ではないですが、今後の流れとしては、三戸町から裁定の申請が届いたら、京都府の流れを参考にして、まず現地調査をし、県の裁定に当たっての判断基準を設けて裁定し、三戸町に裁定の通知、報告するという流れになると思っているところです。

司会 ありがとうございます。資料 1-1 の最後に、ご議論いただきたい事項ということで四つ整理させていただいています。これについて一つずつ確認させていただければと思っています。一番目ですけれども、特例措置の活用のための探索を十分行ったと考えるというところで、所有者探索の観点ですとか、本ケースでは相続人不存在というような形であるかと思いますが、その辺も含めて品川委員、野村委員からご意見をいただきたいと思っています。

品川委員 問題なく探索がなされたと考えます。

司会 ありがとうございます。野村委員お願いいたします。

野村委員 確認ですが、平成30年、31年に死亡した子らにも相続人はいなかったと確認しているという前提でよろしいでしょうか。

三戸町大澤氏 はい、そうです。平成30年、31年に死亡したお子さんには配偶者もなく子供もなく、死亡を確認したということになっています。

野村委員 そういう趣旨で資料を作っていたと思うのですが、明示していただくと安心して読めると思います。そういう前提ですと、「所有者が確知できない」というより、「所有者がいない」ことがはっきりしている事案なので、探索は十分やっているということだと思いますし、この制度を使うことは問題ないと思います。相続人不存在なので、そちらの方面の手続きもしようと思えばできるということだと思います。いずれにせよ、今進められていることについては問題ありません。ある意味わかりやすい事例ということによろしいと思います。

司会 ありがとうございます。三戸町より、この件について何もなければ次に進みます。二つ目ですが、先ほど町が行う森林整備の内容ですとか、樹種についていくつかご紹介いただきましたが、この辺りにつきまして、民家周辺で既に倒木の被害が発生しているというようなことも含めて、施業方法や、植栽の観点などについて阿部委員からお願いします。

阿部委員 写真のみの情報ですので、あまりはっきりしたことは言えないのですが、資料から判断すると、町の真ん中に森林があるのですね。周辺に民家もたくさんあり、民家と接する部分で倒木が発生する可能性が高いと。既に発生しているのかもしれませんが、そういうところは伐採して、危険を取り除いた方がよいと思います。森林を皆伐するという方向らしいですが、写真の状況だけではちょっと分からないものの、皆伐しても土砂流出とか山崩れが起こらないような地形ではないかと思います。過去の災害が起こっていないところだと思いますので、皆伐しても大丈夫だろうと思います。現地でご確認をしていただいた方がよろしいとは思いますが、あまり急峻ではない緩やかな丘陵性のところだという気がしますので、皆伐しても大丈夫かなと思います。それから、将来は低木を植栽するというのですが、何らかの形で植生は残さないと駄目だと思います。低木でも私は結構だと思いますが、町の中心にあって、保健機能森林で指定されているので、人が使えるような、人が入れて楽しめるような公園や何らかの園地だとかそういうような方向で、将来にわたって管理することがよろしいのかなと思います。私の専門ではありませんけれども。そうすると、花木ですとか三戸町は果樹園が盛んですから果樹ですとか、あまり大きくならない樹木を含めて、皆さんが使えるようにしていくという将来計画を立てて、どういう森林を植栽するのか決められるのがよろしいのではと思います。4 ページ目の写真を見る限りかなり本数密度が高く樹高も高くなっているの、見た限り強い風が吹けば、ちょっと弱々しい気がします。2 ページ目の写真で昭和49年とそれから最近の空中写真が続いていますが、昭和49年の頃は約50年くらい前ですが、ほぼ樹木がなく、ササしかなかったのですかね。その後、人が入らなくなって広葉樹が大きくなったのかなというような気がします。先駆性広葉樹がいつ頃に大きくなってしまっているの、実は

ちょっと皆伐するのは勿体ないという気もしています。価値がある、何か有益な樹木があれば残してもよいのではと思っています。手間かもしれませんが、どんな樹種が生育していて、残した方がよい木があれば残すことを考えてもよいのではと思いました。

司会 ありがとうございます。資料の中でもありましたが、低木樹種を植え付ける方針ということで、具体的に何の樹種を植えると決まっているのでしょうか。

三戸町大澤氏 今のところ、まだ考えておりません。周りの方や住民から意見を聞きながら検討したいと思っています。近くに城山公園という桜の名所があるので、春は桜、秋は紅葉が見られるような、対象森林ではカエデなどを植えることを想定しています。先ほど阿部委員がおっしゃったとおりに地域住民の気持ちを和らげる、よいところだなと感じる低木を植栽したいと考えています。

司会 ありがとうございます。森林整備の内容と樹種について、植木委員、何かございましたらお願いいたします。

植木委員長 情報が十分ではないので、的外れなことを言うかもしれませんが。林齢的には森林化していると考えれば、少なくとも40年から50年は経っているということが考えられます。まず林齢について教えてほしいということと、市町村森林整備計画では、保健機能森林に指定されているということから、地域住民のためという方向で施業をしていきたいという点でよろしいですね。それから樹種が分からないということですね。かなり倒木等が見られて危険性もあるということですから、今後の施業としては市町村森林整備計画に沿った形で行くのならば、この森林をどう生かすかという検討が必要になるのではないかと思います。特に保健機能森林でしたら、40～50年経過している森林に対して皆伐をすることはどうだろうかという気はします。伐って、植えて、また40～50年も経って森林を保健機能として作っていくのであるならば、今の森林を活かす手はないだろうか、と思いますね。その場合、地域住民にとって非常に景観的にも精神的にも有益な森林ということであれば、例えば一つの手として、樹種を確認され、この地域のナラとかクリ、カエデ、ホウノキだとか色々あると思うのですが、そういった有用と思われる高木は残した方が、保健機能として価値をさらに高めるのではないかと思います。現在込み合っているのであれば、どれを残すかということを前提で、それ以外のところをある程度整備していった方が、保健機能を高めるという意味ではよいのではと私自身は思います。どの樹種を選ぶのか検討中と言われておりましたが、低木樹種ということになりますと、例えば、カエデとかサクラであれば、この中にもしかしたら存在しているような樹木であればそれを生かし、現存する樹木を残す方向で整備をしていった方がよいのではないかと、思います。いずれは天然生林として維持していくということです。市町村森林整備計画に沿った方向性でいくなれば、その方がよいのではないかと気はいたします。

司会 ありがとうございます。あと二つ残っているのでご意見いただきたいと思います。存続期間が終了した後、20年間という形で預かるという形になりますけれども終了した後の対応などについて、何かご意見等あればお願いいたします。

河合委員 施業方法に関してですが、私も植木委員が言われたように、皆伐しない方がよいのではと思いながら資料を見させていただきました。伐採する範囲は生えている樹種によって樹高が20~30mぐらいになる樹種があれば、家屋や道路から20~30m等の幅をとって、皆伐するということがよいのではないかと思います。その後の管理についてですが、20年以降もそうですし、それまでもですが、伐ってそのままと藪になってしまいます。そこをどう管理するのか、毎年、町で下刈をするのか、あるいはある程度地元の自治会に任せるのかということも、自治会との間で話し合っ決めていただくことがよいのではないかと思います。郡上市では、危険木はスギ、ヒノキがほとんどで、民家から30mの範囲を伐採しているのですが、その後の管理については、例えば地元の方にサクラやモミジなどの苗を市から提供して、地元の人に植えさせていただき地元で管理していただくという方法をとっている地域もあります。全て町で管理するというよりも地元との協働という形で協力体制をとって実施することがよいのではと思います。

司会 ありがとうございます。片山委員コメントいただけますか。

片山委員 私も全く同じ意見で、危険木については集落の周辺部分は皆伐して、他の部分は低木樹種で景観に配慮した木を植えるという方向性でよいと思います。集落周辺部分から離れて全部皆伐してしまうということは、少しやり過ぎではないかなと思います。森林が明るくなるような程度に、危険木や枯損木のような木を間伐して少し光が入るような、そういう整備の方がよいのではないかという気がしています。20年間の存続期間後の管理についても河合委員がおっしゃったとおりだと思いました。

司会 ありがとうございます。最後四つ目ですけれども、県が裁定するに当たって留意すべき点ということで、先ほど小田桐主幹の方から今後の流れとして現地調査をし、判断基準を作ることを考えているというお話をご紹介いただきましたけれども、この辺りのお話も含めて、留意すべき点につきまして委員の皆様から何かありましたらお願いします。

品川委員 すみません、問題3も含めてのお話ですけれども、森林経営管理法が施行され、荒廃森林に対する施業ができるようになり、本法律ができて大変よかったと考えております。当該箇所は相続人不存在ということで確定している森林であります。行政が関与して責任を持ってその後の成り行きを方向付けしていくべきところで、所有者が確定しないままの状態を可とすることはいかがなものか、と強く意見させていただくとこ

ろです。森林経営管理法の手続きと並行させて、あるいは多少遅らせても構いませんが、所有権の問題に決着をつけるべきです。相続財産清算人の制度ができていますので、町で利害関係者として裁判所に申立を行い、法律上は国が最終的に受ける建付にはなっていますが、対象森林の町の中における利用状況を踏まえて、町でお引き取りになってはいかがかと思います。裁定手続でも皆さん躊躇されるのに、まして相続財産清算人のような裁判所が関係する手続きなんて実施したくないという気持ちでいっぱいかもしれませんが、意外とこれは短期間で決着すると思いますので、ぜひ試みて事例を作っていただけたらと思います。

司会 ありがとうございます。野村委員いかがでしょうか。

野村委員 20年経過後どうするのかといった話もありますし、相続人不存在で確定しているのであれば、その権利処理をしてしまうということは十分あるのではないかと思います。本件はそれを行うのに適する事案ではないでしょうか。山の中の林分のごく一部の土地ということではなく、町中で役所からも見えるところで民家にも近く、複雑な権利関係がなく、むしろ相続人不存在の状況がはっきりしている。条件はかなり揃っていますので、非常にやりやすい事案だし、意味もある事案だと思います。ぜひ率先してそうした処理をしていただけるとよいのかなと思います。その場合、管理の建付が変わってきて、自己所有物として管理していくという姿が変わっていくわけですが、察するにこの町の重要な一部、財産とも言ってもよいようなところだと伺えますので、ぜひご検討いただければと思った次第です。

司会 ありがとうございます。他にありますか。

河合委員 すみません、今のお話を聞いて疑問に思ったのですが、森林経営管理制度を活用して県が裁定するのと、相続財産管理人制度を活用するのと、どちらが早いのでしょうか。

品川委員 既に公告がされているということですので、森林経営管理制度の経営管理権設定の方が早いと思いますけれども、裁判所の手続きをその後で始めたとしても、準備も含めて1年もかからないと思います。

司会 ありがとうございます。ほかにありますか。

川村課長 行政的な立場からコメントさせていただきますが、町が取得するという方向で動く場合は、先ほど野村委員がおっしゃったように立場が変わってくることになります。やはりそのときの責任の所在についても考慮した上で、町としてこの森林が必要なのかどうか、まずはそこが行政的に判断基準になってくると思います。その上で、森林経営管理制度においても問題なく整備が行えるというところでいけば、責任のあり方の違

いを考えたときに、町に所有権を帰属させることが行政的にはメリットがあるのかを考えなくてはなりません。品川委員がおっしゃるとおり所有権の所在がはっきりしていないという点はいかがなものか、ということについては重々承知しています。しかし、まずは行政的には判断が必要なのかなと思っています。ちなみに、裁判所に申し立てたとき、所有権の取得にかかる費用というのは無償ということになるのでしょうか。

品川委員 おそらく、相続財産の清算手続に固定資産評価証明が必要と思いますので、その金額は無視できない金額ではあります。しかし、それほど高額ではないと思います。固定資産評価を踏まえて、相続財産の清算人に払う報酬と同額でよいという判断がされると思います。具体的には 10 万円ぐらいかなと想像しますが、これは実際やってみて違った金額でしたらすみません。もう一言、相続人不存在の場合は国庫に帰属しますので、国庫に帰属する手続を取るべき場面なのです。ですから、「国」か「町」か、といったところですので、そこのところをもう一押しさせていただきたいと思います。

川村課長 承知いたしました。

司会 ありがとうございます。極壇課長や大澤様、小田桐主幹から何かありませんでしょうか。

三戸町大澤氏 私どもも当初の進め方はこのようにしておりましたが、先ほどの委員の方々より様々な意見が出まして、意見を集約して町や町長に話をし、皆伐するのか択伐にするのか、できればもう少し練ってやっていきたいと思っています。今後ご指導よろしくお願ひしたいと思っています。

司会 ありがとうございます。続きましてケーススタディ 9、10 といたしまして資料 1-2 を使ひまして、岐阜県揖斐川町と高知県本山町の事例についてご説明お願ひします。

<ケーススタディ⑪岐阜県揖斐川町、⑫高知県本山町の事例>

安藤係長 揖斐川町、本山町における探索等の取組状況という資料を用いてご説明をいたします。スライド 1 です。昨年度は秋田県大館市と岐阜県恵那市にご協力をいただきまして、この所有者探索工程調査事業を行ってまいりました。まず司法書士等の専門家による所有者探索を実施し、探索業務に要した日数の工程、それから探索のノウハウを整理するという、そして最後に所有者不明森林、共有者不明森林であるということが判明した場合には、特例活用に向けた準備、具体的には確知所有者へのアプローチや、現地調査といったことについて支援をしていくという事業になっています。本年度は 3 地域対象、第 9 回検討委員会で現地にお邪魔しました長野県上田

市のほか、岐阜県揖斐川町、高知県本山町において、それぞれ対象林分を選定いただきまして、事業を実施しています。昨年度に引き続きまして、探索等実施者が株式会社四門でありまして、航測会社と連携して業務を進めることとしています。また、専門家として、こすもす司法書士法人の司法書士にご協力をいただいて探索をしている事業となっています。

スライド 2 です。現在の調査の事業の流れということで示しています。まず、昨年度同様、市町と株式会社四門と司法書士の三者で協定を締結し、探索は司法書士が行う、意向調査は株式会社四門が行う、そして市町は必要な情報を提供するという役割や情報の取扱いを明文化しています。令和 4 年の 7 月頃から探索を開始し、令和 5 年の 2 月までに意向調査、現地調査、集積計画案の作成を終了する予定です。現在、このうち意向調査の段階に入っています。揖斐川町は後ほど出てきますが、今、特に重要な探索を中心にやっているという状況です。

スライド 3 です。ここからそれぞれのケースについてご説明します。まずは、揖斐川町の事例から取り上げさせていただきます。揖斐川町には約 7 万 ha の森林があり、そのうち 90%、6.5 万 ha が民有林という状況です。このうち 2.1 万 ha が人工林で、資源の有効活用と公益的な機能の高度発揮が求められている状況です。森林経営管理制度については、間伐等の森林整備の履歴がない人工林を対象として、重要なライフラインや、住宅周辺の森林、史跡・名勝・天然記念物等が所在するような森林、こういった森林を優先的に対象として活用を進める方針です。今回の事業においては特に多人数共有となっている、A と B の森林を取り上げています。こちらの対象林分位置図ということで A と B を示しています。図 1 の真ん中のところ、黄色い丸で囲まれた部分に図 2 の A、B の形が読み取れます。図 1 はかなり小縮尺の地図ですから、非常に大きな面積の林分であることがわかります。さて、A、B を対象とした理由ですが、まず登記簿上 41 人の共有となっており、その 4 分の 3 程度の持分が相続登記をされていない状況であることから、多人数共有地における探索業務の知見が得られるのではないかとということが期待できるということがまず理由の一つです。もう一つは対象森林が大きいと申し上げましたが、60ha を超えており、探索を実施して権利者を確定することができれば森林整備を大規模に実施可能であるということが挙げられます。

次のスライド 4 です。対象林分 A、B ですが、このような空中写真の状況になっています。スギ、ヒノキのおよそ 65 年から 68 年生程度になっている林分で、傾斜が 19 度から 38 度とばらつきがある地域になっています。地質については砂岩が中心です。

スライド 5 です。対象林分の状況ですが、かなり区域によって同じ林分の中でもばらつきがあります。立木が混み合っているような箇所がある一方で、切捨間伐が実施されている場所や除伐されている場所もあります。揖斐川町に情報を提供いただきましたところ、平成 11 年から 18 年にかけて間伐や除伐を実施した履歴も残っていると伺っています。また地区内には最大で 40 度の急傾斜地もあります。

この対象林分はどのような所有の構造になっているか、というのがスライド 6 です。ま

ず対象地 A、Bともに同じ名義人、同じ所有の状況となっています。登記名義人は合計で 41 名です。9 月 4 日に調査を開始してからずっと探索を続けてきましたが、まだ完了していません。探索に要した時間が 180 時間、請求した戸籍謄本等について 202 通等と書いてありますが、まだ探索途中ですので、これから増えていく状況です。また探索の結果、現時点で 608 名を確知していて、法定相続人が 214 名となっておりますが、この 214 名という数字も実際にはまだ見つからない方がいるので、増えていくものと思われます。そして地元に住む共有者からの情報により、地元で独自の「所有者名簿」というものが作成されて、26 名が登録されているということが判明しています。このうち 7 名については法定相続人ではなかったとあるのですが、それを示しているのが下の図です。下の図の人が描いてあるところですが、濃い緑色で囲われている登記名義人 41 名は、登記簿に記載されている方 41 名です。その外側ちょっと薄い緑の四角囲みは、登記名義人とその相続人を全て含んだ枠となっています。この中に「少なくとも 608 名」とありますが、これは探索中であるためです。登記名義人とその相続人に当たる方が該当します。そして青系の色ですが、まず藍色で囲われているお二方、この方が地元で作成されている「所有者名簿」の代表者とされている方、2 名です。この代表者 2 名のうち、お一方は相続人ですが、お一方は相続人ではありません。その外側、薄い水色の枠で囲われている部分が、この所有者名簿に記載されている方です。先ほど 26 名と申し上げました方々です。右側、緑枠に入っていない管理者 1 名と、管理者でない方を 6 名の計 7 名が「所有者名簿」には記載されているが、登記名義人とは関係がない方です。このように登記簿に記載されている登記名義に及びその相続人以外を含む「所有者名簿」が特徴的な林分となっています。

スライド 7 です。今回の対象森林ですが県行造林地となっています。県行造林とは、県が私有林に地上権を設定し、造林、伐採、販売を行い、収益を一定の分取割合で県と所有者で分取する方式です。この県行造林の契約期間は既に満了していると伺っています。このため、今後岐阜県が皆伐を行って収益の分取が行われる予定です。揖斐川町としましては近隣に森林経営計画が作成されているという森林なので、当該計画に編入する形で植栽、保育を行っていきたいと考えています。下の部分です。施業の概要についてですが、森林経営管理制度ではなく森林組合に委託をするという予定であり、施業としては植栽、保育を行っていくという内容になっています。ここまで揖斐川町の事例についてご説明をさせていただきました。

続いて、本山町の事例を通してご説明をさせていただきます。スライド 8 です。本山町には約 1.2 万 ha の森林があり、その 7 割、8,000ha が民有林です。このうち約 7,000ha を人工林が占めています。また、本山町の森林は町の面積の 90%に達しており、戦後の造林によって優良な人工林が成立しています。他方で、林業労働者の高齢化や、森林経営意欲が低下するといった課題があり、経営管理制度を活用することによって、多面的機能の低下した間伐手遅れ森林等について整備を進めまして、災害に強い森づくりを進めるという方針です。森林所有者への意向調査ですが、令和 2 年度から始めており、今後 10 年間で、町内全域の調査完了を目指していま

す。こうした中で下の図 1、図 2 で示している箇所を調査対象としました。対象とした理由ですが、1 点目は、既存の集積計画策定地の隣接地であり、隣接地の所有者が町への委託を希望しているため、もし集積できれば一体的に作業ができるということです。また、2 点目は、町道の沿線なので計画を策定すれば、管理が容易にできるということです。そして 3 点目として、町内に同じ名義の山林があつて、集約化を進めることにより、取組を大きく進めることが期待できるということです。以上のことから 8 筆を選定しています。

スライドの 9 です。対象地として A から H の 8 筆を選定しておりまして、登記名義人が合計で 45 名という状況です。45 名と申し上げましたが、下の表をご覧くださいますと、実際には、ほぼ単独所有という形で、E だけが 38 名の共有林となっています。調査については 7 月 20 日に開始し、既に探索が全て完了しています。この結果 146 名の相続人を確知し、法定相続人が 78 名となっています。探索の結果 E と F については所有者が 1 人も判明しない所有者不明森林となっていることが判明しましてこれについて取り上げさせていただきます。

スライド 10 です。本山町の対象林分ですが、対象地 E と F があり、いずれもスギの林分となっています。E については 56 年生、F については 23 年生と 65 年生の林分となっています。傾斜については 20 度から 30 度という状況で、保安林には指定されておりません。

スライドの 11 です。まず対象地 E、スライドの左側の部分からですが、登記簿情報によって所有者の 38 名のお名前が確認できました。しかしながら住所の記載がありませんでした。森林の住所地を本籍地と仮定して、町の住民課に司法書士が戸籍謄本を請求しましたが該当はなかったという状況です。左側の図のところ、実際の登記簿謄本を掲載していますが、名前だけがずらりと書いてあり、住所欄が空欄になっている、電子化されていない登記簿謄本になっています。次に対象地 F ですが、こちらも登記簿情報を元に住民票の請求を行いました。しかしながらこちらについては住民票が職権削除されていたということで、町が調査したところ、登記名義人については事故で行方不明になっていることが判明したということでした。具体的には右側の図、囲われているのが登記名義人ですが、この方の住民票が職権削除されています。そしてご両親は亡くなられていて叔母に当たる方は存命ではありますが、こちらの方は特段の権利を有していらっしゃらないという状況です。戸籍謄本を確認した結果、配偶者の方もお子さんもいないと下に記載しています。ご兄弟も現在いないと伺っています。町が調べたところ登記名義人の方が船に乗っており、その船が難破しまして、それ以降、登記名義人は行方不明のままであるという状況だと伺っています。

スライド 12 に移ります。対象地 E については近隣に委託を希望している林分もあることから経営管理権を設定して集積集約化を図るということを考えています。近隣で策定する集積計画と同様に、間伐を行うという方針です。そして対象地 F については、同一名義人の方の山が 1 か所に非常にまとまっているため、集積できれば町内の事業者への再委託を念頭に検討したいと考えています。集積計画の概要を下に記載していますが、まだ町の中でも、こういった施業をしていくか、いつやっていくかな

どについては検討中ということです。

スライド 13 に移ります。検討委員会でご議論いただきたい事項ということで、揖斐川町と本山町の事例二つを合わせて掲載しています。まず、1 点目は揖斐川町の事例に関する点ですが、こちらは所有者多数の事例でした。今後、森林所有者と森林組合と森林経営委託契約を締結して、植栽や保育を進めていく方針ということでした。しかし、実際、探索をしたところ、一部不明者もいるということで、委託契約の締結が現状困難な状況です。このため、改正民法の規定を活用して共有持分の取得による権利の集約化を図るとか、所有者不明土地管理人制度を活用するといったことも考えられるかと思えます。このような共有者が多数の森林において全員を確知できなかった場合、森林整備をどうやって進めていくかということで取り得る方法についてご意見がありましたらいただきたいと思えます。2 点目は本山町の対象地 E に関してですが、登記簿情報から所有者名以外の情報が得られませんでした。そして、町の関係部局に問い合わせても何の情報もないということで、特例措置のための対策は十分行ったと考えられますけれども、ご意見はあるか、ということで記載しています。3 点目も同じく本山町の対象地 F ですが、探索の結果、住民票が職権消除されているという状況で、登記名義人の生死が判明しなかったという事例でした。今回の場合は登記名義人が事故による行方不明になっているということが判明しており、これ以上の探索は困難であると考えられ、所有者不明森林と扱ってよいものと考えますけれども、この点についてご意見があればお願いいたします。最後 4 点目、所有者不明森林の特例の活用についてですが、こちらも高知県の裁定手続きが必要となります。所有者不明森林なので、県は現に経営管理が行われていないということ、そして経営管理権を集積することが必要かつ適当であるということを確認して裁定を行うこととなります。今回の対象森林は法令で定める方法の探索も行われておりまして、周囲の状況に鑑みて町が経営管理権を取得することは必要かつ適当であると認めると考えられますけれども、この裁定に当たって留意すべき点がありましたらご意見をいただきたく思えます。資料説明については以上となります。

司会 ありがとうございます。それでは揖斐川町の今井室長、所主査、野原様から簡単な自己紹介と、補足などありましたらお願いします。

揖斐川町今井室長 本日はありがとうございます。先ほどご説明いただきましたとおり、当該森林につきましては面積が 60ha ほどのかなり広いところで、県行造林という、県で施業をしていただいてきた森林です。分収契約が満了を迎えておりますので、本来でしたら分収して地元にお戻りする、もしくは持分を買取させていただくという流れになっていくと考えておりました。先ほどのご説明にもありましたように、40 人以上が昭和初期の頃の登記のままになっているという状況です。地元の方の中での認識では、地元の皆さん 20 人ぐらいが所有権を持っていることなのですが、ただ登記簿上ではそれが整合しないため、取扱が非常に難しい状況です。この地域の周辺では森林整備や木材生産が進んでいるのですが、ここの地域で当該森林だけは手が出せない箇所

なので、今後どうしていけばよいのかご相談させていただきたく、探索をお願いしました。よろしくお願いします。

揖斐川町野原氏 先ほど今井室長からも説明がありましたけれども、当該森林周辺は現在、間伐を実施されているところもあります。全体的に森林整備を行っているのですが、この部分だけ森林整備がされておらず、平成18年に間伐を行って以来、施業されていません。今回ここを調査することにより、なんとか森林整備を進めていきたいと強く思っています。

揖斐川町所主査 補足になりますけれども、現在、県行造林地の箇所になっていますが、契約は満了を迎えているものの契約解除ができたわけではありません。所有者が不確定ということですので、何とか一步でも進められればと考えています。

司会 ありがとうございます。岐阜県の田口様、棚橋様から何か補足コメント等ありましたらお願いいたします。

岐阜県田口主任技師 森林経営管理制度担当の田口と申します。本日は分収林担当の棚橋課長補佐兼係長も出席させていただいています。岐阜県につきましては森林のある市町は34あり、各市町ともに意向調査等から順番に取り組んでいただいています。意向調査の面積がなかなか伸びてかないというところではありますが、意向調査を実施した箇所については取組が徐々に進んでいっているといった状況です。そういった中で、今回の揖斐川町の事例につきましては、集積計画を立てるということではなく、森林経営委託契約を結ぶという、特殊な事例になっています。大変お困りの事例ですし、今後、他の市町においてもこういった多人数共有の森林でどの様に対応していけばよいのかという課題に直面することがあると思います。そういった中、今回林野庁でこういったご協力を頂き、ありがとうございます。また今回の事例を通して一步でも揖斐川町、ひいては県内の森林整備ができればよいと思っています。よろしくお願いします。

岐阜県棚橋技術課長補佐 分収林担当の棚橋と申します。共有地については分収を行う段階において、登記簿上の所有者が真の所有者と一致している状態にならないと分収ができないという認識でいます。そのため当該箇所以外にも、本県の県行造林地では契約満期の時期を過ぎてもまだ分収に着手できない場所が何か所かあるのが現状です。今回このような林野庁の協力を得て揖斐川町が探索を進められている中で、改めて県の中で、法務担当課を通じて、弁護士にひとまず相談をかけてみました。なかなか話が複雑で、事実関係が不明な点もある中、一つ可能性として、登記上は共有ですが、ある種の組合の形態で所有しているというふうにも考えられるのではないかと。そういう見方をすれば、この林分を組合組織が持っている箇所なのだという整理ができれば、分収を進める方法がひよっとするとあるかもしれない、というアドバイスを頂いたとこ

ろです。つい最近でしたので、まだ揖斐川町にも直接お話も何もしていない状況でしたし、それもまだ可能性の話でしたので、不確実なものではありますが、そういうアドバイスを受けたことを共有させていただきます。もし、そういう方向でどのような形まで整理されれば、県として実際は組織の所有だというふうに見られるのかとか、そういうことも引き続き進めていく必要がありますが、そんな可能性も考えながら、対応していきたいと思っています。非常に難しいのですが、登記簿が真の所有者で登記されるようなところまで進めば、当然ながら、すぐにでも分収に着手することはできるものですから、何とか森林整備に繋がるようにやっていきたいと思っています。

司会 ありがとうございます。本山町立川様、簡単に自己紹介や補足等ありましたらお願いいたします。

本山町立川氏 本山町まちづくり推進課の立川です。よろしく申し上げます。今回対象 E と F を挙げていますが、特に対象地 F の登記名義人が行方不明になっているところを進めています。行方不明になっているということですが、戸籍の担当に改めて確認したところ、相続人や親族に当たる方もおらず、行方不明の死亡の手続きも出されていない状況で、戸籍の方でも宙に浮いた状態で手を付けられない状況です。スライド 8 の図に記載されている森林と同名義人の山林が町内に多くあって、集約化を検討しているのですが、実際、集計すると 15ha くらいあって、連続した山林で 11ha くらいあり、尾根から谷にかけて山林を所有しているような地番が連続してあります。この山林は周辺も含めて意向調査をしているのですが、売却したい、町に委託したいといった回答がありました。特例を活用して手続きができればその周辺も一体となって施業ができるのではと考えています。役場としては 11 月に探索が終了し、所有者不明森林として扱えるだろうと話を伺ったところなので、まちづくり推進課内でこれを積極的に検討してはどうかという話が出ています。しかし、役場全体の話として特例を使うかどうかまでは話は出ていませんので、今回の検討委員会でのお話を伺った上で役場の中でどういう方針でやっていくか検討できればよいと思っています。

司会 ありがとうございます。それでは高知県中越主幹からも補足コメント等ありましたらお願いいたします。

高知県中越主幹 環境部森づくり推進課の中越です。よろしく申し上げます。裁定の手續の準備がまだできてない状態で、県が同じような裁定をする内容の資料を課内で確認したりしてはいるものの、手続的にもなかなか大変そうだなと思っています。この件だけではなく、これからどんどん増えていくと思いますのでこれから検討が進んでいくと思いますが、裁定の手續が簡単にできればよいと思っています。今日は様々な事例を聞きながら勉強させていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

司会

ありがとうございます。ここからは委員の皆様からコメントですとかご質問等いただきたいと思います。先ほどの資料の 13 ページの一番上につきまして揖斐川町の事例から先にコメントを頂戴したいと思います。全員が確知できなかった場合に、森林整備を進めるために取り入れる方向について、というところで、先ほどの説明にもありましたとおり、登記名義人の相続人とは異なる管理人がいるというようなことで非常に複雑な状態ではありますが、その辺りも含めて何かコメントご意見等いただければと思います。野村委員お願いいたします。

野村委員

非常に難しい事案だなと思います。相続の調査で所在が不明な人は今のところを出ていない理解でよいですかね。別の問題として、当事者たちが思っている所有者と、相続調査によって判明する登記上の所有者とに齟齬があるという点については、森林経営管理法の中で解決することは難しいです。権利者だと言っているが、相続関係から認められない人についてどう解決するかについては、民事的な何らかの解決が必要そうで、そこに一つ難しさがありそうです。1 点疑問に思ったことは、地上権設定時に誰との間で、設定契約を締結したのか、その設定時の権利関係はどのようにしたのだろうかということは気になることです。そのときの調査が不十分であったかもしれません。特に、自分は権利者だと思っているが、県から見るとその人の権利が確認できない方について、何らか解決しないとお金の分配が難しいのではと思いました。この件に関しては現在の管理者とか、自称所有者とかの間で権利関係の調整をせざるを得ないような事案ということになりそうです。

この点を抜きにして、人数がたくさんいるということからすると、使える制度としてはこれから施行される制度の中で、「所在等不明共有者の持分取得制度」とか「所有者不明土地管理制度」といった権利者全員が揃わなくても使える制度の中から何か選んでいくということになると思うのですけれども。一旦管理人が選任できれば、裁判所の許可が要る部分もあるかもしれませんが、県とその管理人との間での処理はある程度進めていける可能性はあると思います。

本事例の場合、おそらく裁判所も権利者と認めてくれないような、「自分は権利者だと思っている人」をどうするのか。本件の土地自体の面積が非常に広いということなので、単価が高くなくても、それなりの金額を誰かが準備するような話になると、そこもネックになってくる可能性があるのではないかと思います。相当苦勞しそうな雰囲気がある事案ではありますが、少し個別具体的に掘り下げていって、諦めないほうがよいのではないのではないのでしょうか。土地も広いですし、県もお金が発生してしまっているの、何とかしなければいけないという事案だと思います。大変だとは思いますが、知恵を集結して、取り組む必要性のある事案ではないかと思いました。先ほど出たアイデアの中で、「組合同的な」というお話がありましたが、認可地縁団体のような形で、特例の活用を図るということも考えとしてはあり得るのではないかと思います。ただしその場合でも、自称権利者との関係はどう解決するのかという問題はついてきてしまうのではないのでしょうか。助け舟になっていないようなところがありますが、諦めずにやるしかないと思いました。

司会

ありがとうございます。品川委員お願いします。

品川委員

揖斐川町の事案は問題点満載で、これを語り始めると止まらない、時間が足りない事案であると思います。前提問題として県行造林地の分収ができない。これは全員が判明していないから分収できないというふうに頑なに考える必要はありません。皆伐をし、収益が上がったということであれば、まず県で分収の取得分をいただいて、残りは明確な持分が判明している方について分収し、不明な方については供託をする。これで先に進めるべきかと思います。この時点で組合等を考える必要はないかと思います。その次ですが、分収の手続が終わったとして、経営管理ではなく普通の経営委託契約を締結したいということですよ。植栽、保育をしたいと書かれているところが面白いなど少し思いました。前回の委員会でも出たのですが、とにかく管理の概念に、主伐までは入れない、間伐なら入れるよというのが法務省の見解です。これに従うとすると、植林、保育までであれば過半数の同意で締結が可能であるけれども、主伐まで組み込んだ契約、森林経営計画となると、これは全員揃わないと締結し難いという結論になります。これは仮に常識的に主伐まで含む森林経営計画であるというふうに委託契約を考えるとしまして、全員揃わないといけないということになると、先ほど野村委員からのご指摘があったとおり、所有者不明に関しては新法で所有者不明の共有者の持分の取得の制度も使えますし、また不明な部分のみ所有者不明土地管理命令を使って、その部分で管理ということでその所有部分の持分をどなたかに移転することができます。最後まで引っかかるのは確知所有者不同意です。あくまで当事者イニシアチブで森林経営管理制度を使わないとすると確知所有者不同意の部分は手を入れられません。このことを踏まえて、もう一度どうするのが一番すっきりしているか、ご検討いただく必要があると思います。これを仮に森林経営管理法でやるとしますと、確知所有者不同意に関しても問題なく処理をすることは可能だということになります。森林経営管理制度を使うということですから、当初、行政がイニシアチブをとっていくということにはなりません。やはり森林経営管理制度を使わないで民民でやっていくとなると、誰がイニシアチブを取るかというのはなかなか難しい。解決方法としては「所在等不明共有者の持分取得制度」がありますが、民法260条第2項、非訴訟事件手続法87条に記載がありますけれども、これは裁判所の手続になります。本当にこれを民民でやってくれるかということ、なかなか難しいところです。個人的に、話の進め方としては、森林経営管理制度で行政イニシアチブをとった方がよいのではないかと思います。もちろん、現状いる市民の方で、非常にこういうことに対して前向きな方がいるのであればそれは問題ありません。最後の論点で事実上の管理者がいるということに関しては、これは事実上のそういう人たちがいるからという前提で物事を進めることはできません。権利者は権利者、無権利者は無権利者です。また、組合というのはどういう種類の組合なのかという点もポイントです。いくつかありますので、森林組合とか生産森林組合というふうに森林組合法で規定のある組合にとどまらず、民法上の組合というものもありますが、当初構成員と

権利の範囲が不明確では組合を構成することはできません。現状、無権利者だけでも管理者だと思って何らかの労力などを投入してきて、思いがあるという方がいらっしゃるのであれば、例えば「所在等不明共有者の共有持分の取得」というときにその方に取得していただくとか、そういうお気持ちの納め方の処理の仕方もあるのではないかと思います。気がついたところは以上です。

司会 ありがとうございます。こちらにつきまして揖斐川町、岐阜県は何かコメント等ありますでしょうか。

揖斐川町所主査 県行造林地の分収を解除するに当たって、方法は二つあると思います。全部の立木を伐採して、権利者に分収するということが一つの方法。あとは立木のまま持分で底地所有者が買い取る方法の二つだと思います。しかし県行造林地の問題が解決しないと、町がこの対象森林に森林経営管理制度を活用することは難しいかなと考えています。実際問題、今の権利者の方がバラバラな状態で、また持分を買い取るお金をどうするのかという問題も出てくるので、そこは解決しないと、町で取り組むことは難しいかなと考えています。

司会 ありがとうございます。岐阜県は何かありますか。

岐阜県柵橋技術課長補佐 品川委員から、伐採・分収については、木を伐って利益を確保し、確定している方だけお支払いして、その他は供託すればよい、とのお話を頂きました。我々が相談した弁護士さんと若干内容が違っているのも、またそれはそれとして受け取りたいと思いますが、仮に権利者が判明している方だけ分収するとしたら、この資料の6ページの探索の状況という表の中で言うと、確定している権利者は誰なのか教えていただければありがたいなと思います。以上です。

司会 ありがとうございます。揖斐川町と岐阜県のコメントについて追加で品川委員ありますでしょうか。

品川委員 確定している所有者は誰かということですね。登記名義人から下りて行って現在生存している法定相続人が確定している所有者になりますので、第2世代、第3世代の中にはそういう方がいるかだと思います。かつ探索自体が終了していないということですので、探索を終了させて判明しないというのは、司法書士にご依頼されているということですから、判明している相続人は誰ですかという質問で、相続人や各持分についての答えが返ってくるはずですよ。それに関してはあまりご自分たちで悩まない方がよいかと思います。分収契約については、契約期間を過ぎているということですから、伐採、主伐は進めていただいて、当面判明した人からお金の配分をしていき、最後どうしても判明しなかった方の供託をする手続きがシンプルでよいのではないかと思います。

- 司会 ありがとうございます。揖斐川町の事例につきましては一旦区切らせていただきまして、本山町の事案について委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。資料 13 ページ、二つ目として、特例措置の活用のために探索行為を十分行ったと考えていますが、この点につきまして品川委員、野村委員中心に他の方でもご意見お願いいたします。
- 品川委員 2、3 に関して特に私から付け加えてコメントすることはありません。現状お調べになったとおり進めてよろしいかと思えます。県が裁定するに当たり留意すべき点についてご意見はあるかということで、三戸町に関するコメント内容と法理論的に同じです。三戸町の事例で所有者を確定させた方がよいのではないかと強く申し上げたのは、保健機能森林ということであれば、町あるいは国有で進めていかれてよいのかなという感じを持ちましたのでそう申し上げました。本山町の案件ですと、経済林ということになるかと思えます。そうであれば自分が引き取ってよいという方が現れるかもしれませんので、その場合、所有者不明土地管理命令で所有権の処分をするという方向が望ましいのではないかと思いました。
- 司会 ありがとうございます。それでは野村委員、2、3、4 について、まとめて品川委員からコメントを頂きましたので、他にありましたらお願いいたします。
- 野村委員 対象地 E、F については、森林経営管理法でやっていくということに関しては問題ない事案であると思えます。私もあまり詳しくはありませんが、親族などがいないと失踪宣告はできず、戸籍もそのままになってしまい、不在という扱いについて永遠にそのままよいのかという問題はあります。対象地はそれなりに広さがあって、価値も生むものであるということであるとすると、国庫帰属に向けて動けるならそうしたい、申立適格者がいない場合でも、例外的に解決する方法ないのか調べる価値はあります。根本的解決というものを全く諦めるのかということ、検討の余地はあるのかなと思いました。そういった困難な部分もありますが当面の方針に関しては、異論なくお進めいただいてよいのではないかと受けとめました。
- 司会 ありがとうございます。今の 2、3、4 のところですけれども、他の委員につきましても何かお気づきの点等ありましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。本山町と、高知県から何かコメント等ありましたらお願いします。
- 本山町立川氏 コメントいただいた所有者不明土地管理制度についてはまだ不勉強なのですが、経営管理制度の集積計画期間中はよいにしろ、後々どうしていくかという問題は絶対出てくると思うので。他のやり方があれば比較しながら、とりあえずは経営管理制度で対応して、その辺を勉強したいと思います。

司会 ありがとうございます。高知県いかがでしょうか。

高知県中越主幹 特にありません。

司会 ありがとうございます。こちらの事案については一区切りさせていただきますが、林野庁から何かありますでしょうか。

川村課長 両事例とも引き続き当庁でご相談させていただきながら、今後も進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

安藤係長 こちらは探索等工程調査業務ということで事業としてやらせていただいています。まだ完了していない部分もありますので、完了した部分につきましては別途事業の公表という形でご報告をさせていただくということを申し添えます。

野村委員 揖斐川町の事案ですが、本当に実際大変だと思います。せっかく公的に取り上げているので、「難しい」で終わってしまわないようにしていただきたいと思います。そこがとて大変だと思います。ここまでやったので、いまさら放置もできないということもあるかと思いますが、困難もあると思いますが、私も何かあればご協力をしたいと思いますし、県でご相談された弁護士さんも色々ご経験もあると思いますけれども、いろんな方に聞いたら、別の知恵が出るということもあると思います。せっかく公的に取り組んでいることなので、もし本当に解決困難な事例だという事であるならば、制度が悪いのではないか、など、世の中を動かすためにもできるところまで取り組む意義があると思います。ぜひ諦めずにやっていただきたいと思いました。

【2.ガイドラインについて】

司会 野村委員ありがとうございました。次の議題に移りたいと思います。資料 2 を使わせてガイドラインの修正についてご説明させていただきます。引き続き安藤係長からお願いいたします。

安藤係長 それでは資料 2 を使わせて、ガイドラインについて説明をさせていただきます。まず 3 ページです。経営管理制度の取組状況という項目が下の方にあります。今まで令和 2 年度末時点の実績を掲載していましたが、令和 3 年度末に差し替えをしています。先日、確定値が出てその数値の反映がまだ追いついていない状況ですので、公表されている数値と相違している部分が若干あります。こちらについては今後反映をさせていただきます。

次のページ、本ガイドラインの目的という箇所です。今まで簡単に目的を記載していましたが若干、記載を分厚くしています。具体的には、なぜガイドラインを作るのか、市町村が特例措置の活用になかなか踏み切れない状況があるとか、そういった点に

ついて記載を分厚くしました。5 ページからの部分は、記載について特に多く修正を加えたところはありません。

9 ページ、不明森林所有者の探索のポイントについて、以前は 10 ページにあるフロー図の上に短くポイントを書いていたのですが、図面を見ずに文章でも分かるようにした方がよいのではないかという考えにより、その探索のポイントについてもう少し記載を充実させています。図 6 の方で 10 ページに掲載されている内容を文字化したとご理解ください。その後進みまして、探索フロー等のところで今まで項目番号に色々な記号が使われていたので、これを全て丸数字やカタカナなどに統一しています。ただ基本的な内容については大きく変更していません。

19 ページの相続人の探索範囲で、今まで議論いただいたところです。市町村の担当者から見て、以前、河合委員から「努める」という表現だと、結局どこまで探索したらよいのかという迷いが生じてしまうのではないか、というご指摘を頂いたところです。ご指摘を踏まえまして、19 ページから 20 ページにかけて相続人の探索範囲について、当庁で公表している事務の手引きの内容に基づいて、記載を充実させています。また、研修等の中で実際、戸籍を取ったらどこまで探索したらどこまで判明するのか、戸籍の附票を取得したらどこが判明するのかがわかりにくい、というお話もありました。そのため図 10 のように、登記名義人の出生から死亡まで戸籍を取得したら誰が分かるのか、戸籍の附票から誰が分かるのかといった内容について図で示しています。21 ページ以降はしばらく修正のないところが続きます。

27 ページ、Q9 の「天然林の扱いに迷っている」という問ですが、これは上田市の事例を踏まえて追加しました。所有者が不明な天然林について特例措置を活用することは可能かということで、これについては必要かつ適当と認められれば、特例措置を活用することが可能という記載しています。こちらについては前回の検討委員会を踏まえての記載です。

次のページに進みまして Q10、Q11 です。「劣勢木や被圧木を伐採し……」という Q10 の 3 点目の記載について、これが Q11 のところに入っていたのですが、Q10 に記載を移しているという内容になっています。この記載については前回、阿部委員から Q10 と Q11 の関係を踏まえて記載を整理した方がよいのではないかとご指摘いただいたところです。

29 ページに進みまして、Q15「所有者不明森林の境界の明確化はどのようにすればよいか」ということで、新しく追加した問です。上田市の事例で境界明確化どのようにするか、という問題があったところでした。この明確化については、まず現地の状況や既存の図面の状況、森林整備の内容に応じて実施するというように記載しています。例えば、一体的に合意形成が図られた森林内に介在する森林。以前の検討委員会で取り上げた糸魚川市の事例がこのような状況でしたけれども、こういった森林が所有者不明である場合は、境界を明確に確定する必要が低いことから、当該森林の外側の所有者による確認のみとすることも可能としています。また 3 点目として、所有者不明森林と隣接林分との林相の違いが明らかである、あるいは現地の境界線と計画図の整合がとれている。そして地元で境界に関する係争等がない、といった条

件を上げております。色々な事例があって、「こうだったら確定しなくてよい」とか、「こうだったら確定しないといけない」と書くことは難しいというコメントは前回頂いていたと思うのですが、例示として「こういった場合には必ずしも厳密な境界明確化を行う必要はない」という記載としています。最後の 4 点目、「森林所有者の全部や一部が不明な森林においては、皆伐等の収益を伴う施業を行う場合であってなおかつ厳密に境界線を確定しようという場合については、所有者不明土地管理人制度を活用することも考えられる」という記載としています。

31 ページです。表題部所有者不明森林の扱いについて記載しています。こちらも上田市の事例でありましたが、「登記簿を確認したところ、表題部の記載しかなく、権利部の記載がなかった。さらに表題部も所有者の氏名はあるが、住所の記載がない」状況であるが、これは特例を活用してよいかという問を追加しています。こちらは前回の委員会を踏まえて「差し支えない」と記載しています。

32 ページです。Q22 も今回追加しました。「自分はその森林に無関係で、持分を放棄したいとの希望」が出てきたという、綾部市の事例を参考に追加した問です。具体的な問としては、共有者の一部から「自分はこの森林とは関係がない」という申出があり、加えて「共有持分を放棄したい」という申出があったがどのように対応するべきかという内容になっています。答えとして 1 点目、共有持分の放棄は単独で行うことができるが、持分の放棄を他の共有者に通知した上で登記を行う必要があるということをもとに記載しています。次に 2 点目、この事務は経営管理制度の範囲を超える内容であるので、市町村が必ずしも対応する必要はないという記載としています。そして共有持分の放棄については市町村では対応できないと説明した上で、それでも共有者が経営管理権集積計画に同意しないという場合は、確知所有者不同意の特例を使って差し支えない、という内容にしています。最後のコラムということで共有持分の放棄のケースを記載しています。こちらは当庁で作成した内容になっていますので、内容について、もしお気づきの点があればご指摘いただきたいと考えています。その後ケーススタディということでこの辺りは大きく変えている点はないのですが、追加したケーススタディがあり、それが 40 ページの相続人不存在の場合の三戸町の事例を参考に追加させていただいたケースとなっています。ポイントとしては、探索の結果、誰もいなかったということで、この場合は所有者不明森林の特例を適用して差し支えないという記載としています。

ケース 5 は飛ばしまして、次に実際に活用したケースです。今まで鳥取県若桜町の事例を掲載していますが、今回は 45 ページから京都府綾部市の事例と、48 ページからは今回ご出席いただいている青森県三戸町の事例の掲載をしています。1 点補足ですが、京都府綾部市の事例で、人数の関係について、精査してからもう一度修正があればそれを反映させたいと伺っています。こちらに書いてある数値は確定値ではないということで、ご承知おきください。

50 ページ以降のその他法制度の活用ということで経営管理制度以外の制度について掲載している内容になっています。追加した制度等はないのですが、53 ページに共有者不確知森林制度の掲載がございまして、これについて若干修正を加えており

ます。この制度は、共有者が分からない森林について、森林の所有者、すなわち共有者側の方が、施業をしたいというときに使える制度です。こちらの活用事例につきまして北海道蘭越町の事例を掲載していましたが、蘭越町にご協力いただいて、詳しい内容をもう少し充実させました。その後は体裁を整え、項目を変えたといった点がありますが、ほかに変更した点はありません。

64 ページ、一番後ろのページについてこれまでの検討委員会の経緯等を掲載しています。ここまでがガイドラインの本文です。

ガイドライン本文の後に、「森林の管理水準に関する資料集」をつけています。右上に「参考」と書かれている資料です。今まで本文の後ろに参考 1、参考 2 という、分厚い資料集だけをつけていましたが、この資料集だけだと分かりにくいのではないかとすることがあり、ここから一部抜粋をして作成をしたものになっています。この右上に参考と書いてある資料集ですが、2 ページからそれぞれの図表について一部抜粋をして簡単な解説を加えています。例えば、間伐による水源涵養機能の向上ということで、浸透能の増大に関係するような図表、その次のページでは林床植生の状態の向上に関して「こういった知見がある」といった内容を記載しています。また 4 ページ以降、間伐によって風倒被害に対する抵抗力が間伐で増したというような知見や、あるいは表土移動量と斜面傾斜の関係に関する知見について記載しています。5 ページに進みまして「各機能向上のための施業とその指標」ということで、具体的に森林整備の目的を崩壊防止林とするのか土砂流下緩衝林・土砂捕捉林とするのかということによって指標が異なるといった内容がまとめられている表を取り出しています。また 6 ページについては間伐率の関係についての図表。7 ページについては皆伐後の抵抗力ということで、それぞれ参考 1、参考 2 から抜き出した図として掲載しています。8 ページ以降ですが、前回、用語解説のところについてももう少し詳しく記載できないか、というご意見を頂いていたところでした。8 ページの用語解説については、前回、植木委員から、「皆伐」については削除の方が誤解がないのではないかと、主伐との関係性が分かりにくいのではというご指摘がありました。そこについては反映をしています。9 ページ以降については、森林・林業基本計画の位置付けも踏まえて、それぞれの用語について、今までの一覧表に加えて詳細な解説を記載した内容となっています。できる限り市町村の職員の方が初めて森林・林業分野に関わるといった段階で、それぞれの用語がどういったところに位置付けられているのかという手がかりになればと考えて記載しているものです。

綴りの最後に参考 1、参考 2 として、図表集や指標の一覧整理結果を掲載したものをまとめていますが、こちらについては今まで添付をしているものから特に追加若しくは消去は行っておりません。ガイドラインの内容としましては以上となります。

司会

ありがとうございました。それではここから出席者の皆様からコメント、ご質問等をいただきたいと思います。先ほど説明のありました 32 ページで、不動産の共有持分の放棄について追記させていただいていますが、記載内容ですとか、あるいは共有持分を放棄した場合には実務として裁判所に登記の裁判を提起するというような感じ

になるのかなど、その辺りも含めてご意見等いただければと思います。品川委員、野村委員いかがでしょうか。

品川委員

基本的な書いてあるとおり、意思表示のみで共有持分を放棄して他の共有者に帰属すると民法上は書いてありますけれども、不動産登記法まで勘案するとなかなかそのように行かないということです。特にメガ共有地であれば渡す方と貰う方の全員の登記が必要になってしまうため、非常に高額になってしまいます。ですから他の共有者の1人だけを捕まえてその方に自分の共有持分を移転するというやり方が、結局のところ、一番経済合理性にかなっていると思います。放棄すると、等分に他の共有者に持分を移転させなければならず、一つ一つ登記していかなければならないことになりますので、とてもお金がかかります。実際に自分は放棄するからよいのだという言葉を簡単に皆さん口に出してしまいがちですが、なかなか現実はそうはいかないということ、何かの機会にお口添えしていただく必要があります。

野村委員

実務的なところは品川先生がおっしゃったとおりではないかと思えます。私は必ずしも詳しくないのですが、今回の法改正、4月に施行される民法改正の議論の中で共有持分の放棄について議論があり、放棄ができるべきかどうかという話がありました。かつてであれば、土地は利益を生むものだから他の共有者は喜ぶことだったのですが、現在、土地の管理が課題になっている中で、放棄の早い者勝ちみたいなことが起こる可能性もあります。民法だけ勉強していると放棄は簡単にできそうですが、それは管理責任の放棄のようなものも包含しており、権利の放棄だけを意味しないよねということで、特別な規定は置かれなかった、改正はされなかったという経緯があります。簡単に放棄できるものではなく、しかるべき共有持分を持っている人はちゃんとけりをつけないといけませんよ、ということになります。

司会

ありがとうございます。あと全体的なところも含めて修正等を入れていますが、お気づきの点等ありましたらお願いいたします。

安藤係長

29ページのQ15境界の明確化の関係について今回新たに追加しましたが、例えば、実務上の面ですとか法律上の面ですとか、そういった点でこうした方がよいのではなど、お気づきの点があればコメントなどいただけませんかでしょうか。

品川委員

現時点ではこの記載で致し方ないかと思えます。ただ、今は気づかないですが、境界不明確を伴う森林の現実の処理問題というのは、実際に処理する過程で色々な問題が出てくるはずのところ、現時点ではこの程度に抑えて、もう少し実際の問題が出てきたところで、どんどん追記していく方式を採用された方がよいと思えます。

安藤係長

品川委員ありがとうございます。作成に当たりまして、上田市の事例のときも色々ご議論いただいたところで、それも踏まえてどこまで書けるのかかなり担当として

迷ったところでした。前回の検討委員会では、河合委員と片山委員から、「現状、実体としてはこのように進めている」というコメントも頂いたところでした。他方、品川委員、野村委員から法律の観点から、場合によってやはり違いがあるので、「こうだったらこう」ということはなかなか言い難いというお話も頂いたところです。どこまで書けるかということとは、ガイドラインを作るに当たってこれからも課題であると考えています。これから書き足していくべきではないか、というようなお話を頂きましたけれども、こちらとしてもケーススタディを重ねつつ、書けるところは書き足して、さらに自治体の皆さんのお役に立てるような記載にできればと考えています。ありがとうございます。その他コメントありますでしょうか。阿部委員、Q10、11 のところで劣勢木、被圧木の間伐に関する記載を整理した方がよいという意見を前回頂いていますが、この記載につきまして何かお気づきの点などありますでしょうか。

阿部委員 前回発言させていただきました。読ませていただいて、これでよろしいかと私は思います。結構だと思います。

安藤係長 ありがとうございます。こちらはこれで進めさせていただければと思います。今回、本文とは別に資料集という形で色々とし見を取り出ささせていただいて、用語集の整理をしているところです。この辺りについて植木委員長、何かコメントなどありましたら、いただきたいのですがいかがでしょうか。

植木委員長 これまで参考資料 1、2 はかなりボリュームがあって、それぞれ読むと結構しんどい。ですから、このように丁寧にまとめられると内容もよく分かるので大変よいと思います。ただ思ったのは、この資料集としてこのようにコメントを入れた図をどの程度までのボリュームとして膨らますのかという問題はありますね。今回ひとまず作ってみたいという段階だと思いますので、特に森林整備ですとか、環境や経済的な問題を考えた場合の重要なところというのは、参考資料の中にたくさんの図表がある中で、重要なポイントは、落とさない方がよいと思います。また英文で書かれているものがあつたりするため、市町村の方々に分かりやすく解説するなりして、もう少しボリュームを検討していただければと思います。よろしくお願いします。

安藤係長 ありがとうございます。ご指摘のとおり、今回は試行といえますか、まず作ってみようということでやってみたのですが、今の方針で、ボリュームは増した方がよいのではということと理解をしています。どういった図表を抽出するかということが担当としては迷いどころで、掲載することによって特に重要な図表であると示すこととなりますので、その辺りについては引き続き検討させていただければと思っています。片山委員、河合委員、実務上、例えば初任の職員がこういったガイドラインを活用するか、そういった観点もあるかなと思うのですが、実際にこれを使っていただくとなったときに、もっとこれを追加した方がよいのではとか、そういった思いをもしお持ちだったらご教示いただきたいのですがいかがでしょうか。

- 片山委員 簡単なことですが、29 ページの境界明確化のところをもう 1 回見直しをしましたが、最後のところに「後述」と書かれていますよね。「後述」はどこにあるのか探しても分からなかったのですが、この辺をわかりやすく何ページとか書いていただけるとありがたいと思います。
- 安藤係長 ありがとうございます。ご指摘の点は修正いたします。書き足しを重ねていった結果として、結びつきが分かりにくいところもあると思いますので、引き続き修正してわかりやすくしていきたいと思います。ありがとうございます。
- 河合委員 私からは特にありません。
- 安藤係長 その他オンラインで出席されている自治体の皆様につきましても、この場で疑問点ですとかコメントを何でも結構ですので、もしあればいただきたいと思います。よろしいでしょうか。では、林野庁側からコメントいたします。
- 福田室長 ありがとうございます。このガイドラインは、今までの議論の内容を踏まえて私と安藤と中山で、この数か月間、読みやすくなるように工夫をまいりました。まだ、直すべき点もありますが、幅広く市町村にお配りして、特例制度が活用されるようにしていきたいと思います。引き続き、ご指導賜りますよう、よろしく願いいたします。
- 司会 ありがとうございます。それではそろそろ時間になってまいりましたので、ガイドラインについてはこの辺りで結びとさせていただきます。本日の議事については以上です。川村課長から一言お願いいたします。
- 川村課長 本日は大変長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございます。オンラインでご出席いただいた県、町の皆様、遠いところよりおいでいただきました三戸町の皆様ありがとうございます。先ほど福田室長も申し上げたとおり、できる限り分かりやすく読みやすく、また所有者不明ということで権利関係が非常に複雑な場合であっても、市町村が安心して躊躇なく特例制度を活用できるようにというのを趣旨にガイドラインをよりよいものにしてまいりたいと思っています。また学術的な視点でも、法律的な視点でも、ご議論のあるところも多々あるかと思っています。そういったところも随時取り入れていきたいと思っていますので、この場以外でもご提案いただければと思っています。引き続きよろしくお願いいたします。本日は大変長時間ありがとうございます。
- 司会 ありがとうございます。植木委員長からも最後に一言お願いいたします。
- 植木委員長 熱心なご議論ありがとうございました。良きガイドラインを作るためには、どうしても

県、それから市町村の皆さんのご意見が必要です。今回もいろんな意見が出て、あるいは難しい問題点もいくつかあったと思います。そういったことがこのガイドラインをさらに充実させる元になると思っています。本日参加された皆さんにおかれましては、これからもぜひ、良きガイドラインとなるようにご指導ご協力いただければ、大変嬉しく思います。本日は本当にお忙しい中ありがとうございました。ますますこれから充実したものを作っていただければと思っていますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

司会 植木委員長ありがとうございました。最後に今後の予定を林野庁からお願いします。

【3.今後の予定について】

安藤係長 本日は各委員の皆様方、また大変貴重なコメント、ご意見を頂きまして大変ありがとうございました。またオンライン参加も含めまして、各県、町の皆様におかれましても、大変お忙しいところお時間をいただきましてありがとうございました。ガイドラインにつきましては本日ケーススタディも取り上げさせていただいて、色々ご議論いただきました。今後の予定としましては、こうした議論の内容を踏まえ、必要な修正等は加えさせていただき、年度内にガイドラインの公表を行いたいと考えています。そして、来年度も継続して、ガイドラインの改訂を進めていきたいと考えています。皆様におかれましては、引き続きご指導を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。本日は以上となります。お疲れ様でございました。どうもありがとうございました。